

平成30年 第5回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成30年3月29日

品川区教育委員会

平成30年第5回教育委員会臨時会

日 時 平成30年3月29日(木) 開会：午後2時
閉会：午後3時47分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 前田 隼穂
書 記 高下 聖矢

傍 聴 人 数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第23号議案 教育委員会事務局職員の人事異動等について
- 第24号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 第25号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第26号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 第27号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第28号議案 学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第29号議案 学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第30号議案 品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 第31号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（教育管理職の転任・新任）
- 第32号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 第33号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産休代替・任用）
- 第34号議案 区固有教員の任免等について（育休代替・任用）
- 報告事項1 学事制度審議会 最終答申について
- 報告事項2 品川区公立学校教員の処分に関する内申について
- 報告事項3 「子ども読書の日」事業について
- その他 平成30年4月の行事予定について

【教育長】 ただいまから平成30年第5回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に、菅谷教育長職務代理者、冨尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてですが、日程第1、第23号議案 教育委員会事務局職員の人事異動等について、日程第1、第31号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（教育管理職の転任・新任）から、第32号議案、第33号議案、第34号議案、及び日程第2、報告事項2、品川区公立学校教員の処分に関する内申について、以上は人事に関する案件となりますので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第24号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私のほうから、品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則のご説明をいたします。

それでは資料のほうは2番になります。ごらんください。規則の改正でございますが、ページのほうは飛びまして、3ページのほうの新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

今回、教育委員会、組織の改正がございまして、今までやっておりました学事制度審議会を担当しておりました学校計画担当、これを庶務課につけておりましたが、次年度以降、これからの学校のあり方等検討していくため、学区域の見直しが大きなどころかというところで、現行学区域を担当しております学務課のほうに、この学校計画担当を移すということになります。かつ、組織名のほうも、学校計画担当から学校制度担当と変えて移していくということへの変更になります。

続きまして、2/7の、2ページをごらんください。こちら、旧の3条の2項、3項、それから主に6項、7項につきましては、今年度、人事制度のほうに大きく組織改正がございました。例えば、2番のところの統括課長という役職が、今回全て課長ということで統合されました。そういう関係で、ここの統括課長という文章のところを削除するという部分になっております。それから総括係長、これにつきましても名称として削除ということになりましたので、この部分についても削除という形になってございます。主に、2ページにつきましては、その部分の改正となってございます。続いて3ページにつきましても、同じように、総括係長の部分の改正となってございます。

それからページをおめくりいただきまして、4ページの部分につきましては、先ほどご

説明いたしました、組織の主な事務内容の部分のところを書いてございます。この部分で、学校計画担当が、学校制度担当になるということで、5ページから7ページにかけてがございまして、4ページの括弧2にあります、業務の部分につきましては、会議の運営、要するに学事制度審議会の部分、この部分が今回なくなっておりますので、その部分を取った形で、学校制度担当のほうを新しく、事務の内容が記載されてございます。

続いて、6ページは特にございませぬ。7ページをごらんいただきますと、図書館の部分でございまして、図書館の組織につきましても、電算組織を持っていた係が、事業担当という係があったんですけれども、この電算の組織を、管理係に移すということで、記載のほうがございまして。

それから最後、9条のところですけれども、こちらも、担当課長の仕事の役割になります。現在、学校計画担当課長、これが今回来年度以降、学校制度担当課長がつくということで、内容につきましては、先ほどの、計画担当の業務から制度担当の業務に変わったということでの変化となっております。

説明は以上でございまして。

【教育長】 事務局説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。

大きくは、区全体の職層の変更に伴う変更と、それから、これまで庶務課にありました係を学務課に移す、この2つが大きいところになります。

ご意見がないようであれば、この規則につきまして採決をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は、日程第1、第25号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、教育委員会資料3～7、教育職員にかかる勤務時間及び給与関係規則の改正について(第25号議案から第29号議案まで)の資料をごらんください。

1番目の、勤務時間関係規則の改正についての(1)でございまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則です。本案は、行政系職員が週休日の振替時間の単位が、現行の4時間に加え、3時間45分が加えられることにあわせて、幼稚園教育職員につきましても、3時間45分の振替時間を取得できるよう改正を行うものであります。

例えば、土曜日の勤務の際に、午前8時15分が勤務開始だとしますと、12時までが勤務であったとしても、3時間45分しかございませぬので、あと15分間園に滞在して、12時15分までいないと勤務の振りかえができなかつたというものを、3時間45分で勤務が振りかえできるようによって、8時15分から12時の勤務に対して、別日に振りかえられるようにするというものでございまして。なお、学校教育職員、固有教員につきましては、既に東京都の教職員に合わせて、既に3時間45分の振替時間が取得できるよう

規定が整備されているため、新たに改正することは必要ございません。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。ご質疑あればお願いいたします。

より、勤務がしやすくなったと考えればよろしいでしょうか。

【指導課長】 はい。

【教育長】 よろしければ採決をとりたいと思います。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

続いて、日程第1、第26号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは資料の2、給与関係規則の改正について(1)をごらんください。幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてです。本案は、特別区人事委員会の勧告に基づき、初任給調整号給を廃止する改正を行うものであります。この、初任給調整号給とは、新たに職員になった者のうち、要件を満たすものを除いて、最初の昇給日、いわゆる次の年の昇給日に一定の加算をするというものでございます。

初任給調整号給は、若年層の給与の引き上げという意味合いがございましたけれども、近年の給料表の引き上げや、国や東京都や多くの政令指定都市が初任給調整号給を廃止していることを踏まえ、初任給調整号給について廃止する改正を行うものでございます。

なお、本改正規定は、平成30年4月1日以降の採用者から適用するものといたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 この調整号給を廃止して、実際に金額はどうなんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 整号給を廃止するということは、月にいたしますと3,800円の差が出てまいります。年間にしますと5万円弱ぐらいになるかと思うんですけども、ほかの区市町村が廃止していることと、東京都も廃止しているということで、時世柄、これを廃止せざるを得ないだろうということで、今回は廃止に至った次第でございます。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

いたし方がないというところがございますでしょうか。それでは、こちらも採決してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は日程第1、第27号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、第28号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、第29号議案、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、以上3件を一括して説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則及び学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、及び、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。この3案ですけれども、教育職員の期末勤勉手当に関し、所要の改正を行うものでございます。

まず1点目ですが、①のところにあります。こちらは学校教育職員及び幼稚園教育職員に係るものですが、①のところには、勤続手当の支給月数について、平成29年度においては12月支給分のみ0.1月に引き上げた勤続手当の支給月数を、平成30年度以降については、6月と12月支給における引き上げ分が均等となるように改正を行うものであります。ですので、いわゆるならずということ、12月にまとめて引き上げたものを、6月と12月にならずという形でございます。よって今回の改正では、年間トータルでの支給月数は変わりません。

②です。裏面になりますけれども、表の下でございますけれども、2点目といたしまして、こちらは学校教育職員のみに関するものでございますが、給与条例の改正にあわせて、期末手当の職務段階に応じた加算の対象職員は、3級職、いわゆる主任教諭以上の職員である旨を、明確に規定するものでございます。

なお、いずれの規定も平成30年4月1日から施行するものといたします。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 塚田委員どうぞ。

【塚田委員】 結局、ならずということですか。金額が上がったり下がったり、その辺はどうなんですか。変わらないの。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 年間にトータルとしましては、変わらないということになります。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 よろしいですか。これ、ならしたほうがいいんでしょうかね。微妙なところなのかもしれませんが、期末手当については6月と12月で差がついているということではあります。

ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 1つだけ、職務給のところ、3、4、5級なんですが、主幹、副校長、校長または統括が入っているのかな、統括校長が入るのか、よくわかんないんですけど、これ、どれに当たる職なのかなということがちょっと気になりました。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 3級以上で、主任教諭、主幹教諭、それから副校長、校長、職層に応じて加算の対象が決まっているんですけども、都においても、実際にはそれに当たる人はいないんですけども、2級職でいながら、職務が非常に困難な者に対して、特別に加算するという文言が残っていたんですね。でもそういった教員はいないものですから、やはり職層に応じて加算するというのが適当であろうということで、都で変わり、そして特別区でも同様に合わせたというところがございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 いいです。

【教育長】 ほかはございますか。よろしいですか。

それでは、第27号議案、28号議案、29号議案につきましては、それぞれに採決をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 ではまず、第27号議案です。幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に第28号議案。学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

最後に、第29号議案、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、日程第1、第30号議案です。品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料8-1、品川区立学校の管理運営に関する規則の改正についてをござんください。

本案は、学校教育法施行令の改正、行政系職員の職層名の変更、及び校区外部評価の廃止等に伴い、関係諸規定を改正するとともに、あわせて規則全体を見直し、そのほか規定を整備するものがございます。

まず、1の(1)、法令の改正に伴う改正でございますけれども、これは平成29年9月に公布された学校教育法施行令の改正に伴う改正でございます。学校教育法施行令第29条が1項しかなかったところ、この改正に伴いまして、第2項が追加されたということに従って、関連する条文を改正するものがございます。

次に(2)、職層名の変更についてですが、平成30年4月1日から、行政系職員の主任主事という職層名が主任に変更されることに伴いまして、東京都の事務職員及び栄養士の職名について、「主任主事」から「主任」に改めるものでございます。

さらに(3)、校区外部評価の廃止についてです。平成30年度から品川コミュニティ・スクールが全校展開することに伴いまして、現在の校区外部評価は平成29年度をもって終了となり、平成30年度以降は、品川コミュニティ・スクールに設置される校区教育協働委員会による学校関係者評価に移行していくため、関係規定の文言を「学校関係者評価」に改めるものであります。

加えて(4)、栄養教諭の設置についてですが、こちらについては、今回の規則改正にあわせて、栄養教諭の設置規定を新たに加えるものであります。品川区教育委員会では、平成21年度に初めて栄養教諭を設置し、その後今日まで継続して栄養教諭を設置しております。現在、2名の栄養教諭が配置されております。そのような状況を鑑みまして、このたび栄養教諭の設置規定を加えることといたします。

そのほか、規則全体を見直しまして、規定を整備するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日からとしたいと思います。よろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。改正の項立てとしましては、(1)番から(5)番まで大きく5つに分かれている状況かと思いますが、ご質疑等があればお願いいたします。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 (3)の外部評価の廃止、これを、コミュニティ・スクールの中にある校区教育協働委員会に代替できるものなんですか。イコールなのかどうか。

【教育長】 指導課長、どうぞ。

【指導課長】 既に2年間、やってきている学校が31校ございまして、実際に学校評価をこれまで以上に丁寧に校区教育協働委員会で行ってきていますので、2年間の移行を経て、来年度から全校で完全実施ができると思っております。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 この(3)番につきまして、ほかの委員の皆様方はいかがですか、よろしいですか。これまでの外部評価は、PDCAのCだけを担当していたものを、校区教育協働委員会では、もう、PからAまで、全部一緒に考えてもらおうというような取り組みに移行してきているというふうに考えればいいかなと思います。

ほかの項目につきましても、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について採決いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は、日程第2、報告事項1です。学事制度審議会 最終答申について説明をお願いいたします。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 それでは私から、学事制度審議会についてご報告をさせていただきます。資料13になります。

一昨年(2019年)の10月から、教育長の指導を受けまして立ち上がりました学事制度審議会でございますけれども、この3月までに審議が尽くされまして、先週(2020年)3月22日に最終答申をいただいたものでございます。3月22日は、基本的には答申を受けるといった形での審議会の開催でございましたので、その時点での資料としましては、真ん中で、答申の公表についてと書かれている、答申(案)と、それから答申の概要版というの、あわせて事務局でつくったものをお出ししたものでございます。

こちらにつきましては、最終答申を22日に受けまして、23日に公表してございます。23日に区のホームページ上をもって公表し、また、教育委員会事務局庶務課の窓口、それから区役所の中の区政資料コーナーと、教育総合支援センター、こちらのほうで公表を開始してございます。また、図書館におきましては一定の整理の期間が必要でございまして、その後に書かれています、「広報しながわ」の4月11日号にも載ることになっておりますけれども、そのタイミングと合わせまして、11日から公表するという予定になってございます。

それから、9月に中間答申をいただきましたが、その際パブリックコメントをかけました。これについても、「区の考え方」として整理いたしまして、この「広報しながわ」に載るタイミングに合わせて公表してまいる予定でございます。

続きまして、最終答申の中身について報告をさせていただきます。おめくりいただきまして、一冊ちょっと分厚い資料、「写」と書かれているものになります。こちらが、全部で60ページを超えるものですね。最終答申とうたってございまして、中身につきましては、基本的な考え方につきましては、9月末に出されました中間答申を踏襲したものとなっております。若干、書きぶりですとか、追加された項目がございまして、簡単にポイントを説明させていただきますと、おめくりいただきまして5ページをござらんください。5ページは、中間答申が出されました以降、審議会の中で審議がされた項目について、5ページ及び6ページという形で記載がされているものでございます。

それから、ページをおめくりいただきましてちょっと先です、15ページをござらんください。15ページは、真ん中あたり、三校種体制(学校種のあり方)についてということで、こちら中間答申のときには、学校種のあり方について同じこと書かれてあったんですけども、特に義務教育学校について、新たに立ち上がった部分もございまして、丁寧に書き込むのと同時に、単独の小中学校の取り組みについても丁寧に書き加えたものでございます。全体としましては、その他表現等若干変わってたり、説明が丁寧になったりした部分はございまして、おおむね中間答申で示された考え方に基づいて、最終答申も出されたものでございます。

それからもう1点、もう1つの資料で、概要版と右上に書かれている、「品川区立学校の適正な教育環境を確保するための方策について」といった資料がございまして、答申が65ページにわたって非常に分厚いものでございまして、なかなか読み込むのが大変だということでございまして、答申の中のエッセンスを抽出しまして、重要な部分を審議会にかけられました諮問の内容に沿って整理しました。

こちらのほうも、今、正式なものを編集中でございますので、一旦、事務局としまして概要版としておつくりしまして、ホームページのほうには、先ほどごらんいただいた答申と一緒に掲示をしております。こちらのほうは、新年度に入りまして新たにきちんとした形で、印刷物としてつくっていく予定でございます。

以上、学事制度審議会についてのポイントでございますけれども、今回こういった形で品川区の学事制度にかかわる全般について、大きな見直しの答申をいただきましたので、4月以降、これをきちんと制度化していくために、教育委員会として検討をしていく予定でございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。答申についての、この最初のA4一枚の資料と、それから答申本文、そして概要版と、3つに分かれた資料となります。一括して、何か確認しておきたいこと等、ご意見があればお願いしたいと思います。

皆さんが考えていただいている間に私のほうから。先ほどの説明の中では、本文の11ページとか15ページ、こちらのほうが新たに検討された内容だという話がありましたが、どちらに関しても義務教育学校に関する内容がかなり記されているかなと思うんですが、この辺は、会議の中ではどんな感触だったでしょうか。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 義務教育学校に関しましては、まず1つは、パブリックコメントがございます。なかなか区民の方の理解がまだ進んでいないというような状況が伺われました。会議の委員さんとして、それぞれの学校から、いわゆる単独の小学校、中学校、それから義務教育学校を代表する、校長先生方、あるいはそれぞれにお務めのコーディネーターの方にご参加いただいていたんですけれども、やはり、義務教育学校に関して、これからの1つの大きな柱になるということで、きちんと区民の方に対して周知をしていく必要があるだろうといったこと。

それとあわせて、単独の小中学校においても、きちんと一貫教育がなされているということを広く知らしめていく必要があるだろうといったことで、議論が交わされたものでございます。

【教育長】 なるほど。学区域をどう考えるかというのは大きな論点ではありますけれども、そこと、義務教育学校ができたという新しい体制の中での体制づくりとは、綿密にかかわってくる部分があるということで、学校選択ということが主題ではありましたが、義務教育学校を含めた体制をどう考えるのかということまで議論が広がっていったというふうな状況があったということですね。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 はい、どうぞ。

【塚田委員】 15ページの、現行制度、制度見直し後とあるんですけれど、自由選択になるんだと。一番下に米印で、自由選択はそのまま変わらないとあるんですが、その上に抽選の際は優先順位などということもあるんですけれど、具体的にはどういうことなんでしょうか。

【教育長】 どうぞ、担当課長。

【学校計画担当課長】 こちら、中学校の学校選択に関する答申でございます。基本的に、小学校に関しましてはブロック制から隣接制に変えるという方向性が出されたんですけども、中学校に関しましては、クラブ活動等それぞれご本人が希望される部分も多くあるんだろうということで、自由選択自体は変えていないということでございます。

ただ、例えば今回見直しの中で、学区域の変更とグループ化というのを進めていこうという形で答申をいただきました。この中で、小と中の連携関係をきちんとつくっていこうというのがございましたので、例えば、中学校を初めに想定をされた中で小学校を選ぶ、その中学校のグループの小学校を選ぶというような方がいらっしゃった場合、中学校の段階ではかから入ってこられる方よりも、あらかじめ、小学校の段階で目指す中学校を設定していた方のほうを優先してあげるのが、考え方はあってもいいんじゃないかと、いうような形で審議会のほうでは答申をいただいたということでございます。

【塚田委員】 この、小学校を選ぶときに、意見表明をしなくちゃいけない。

【教育長】 学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 要は、なかなか小学校の段階で中学校を考える方はいらっしゃらないと思うんですけども、逆に、小学校に入る段階で、あそこの中学校の、例えばクラブ活動でお兄ちゃんがやっていますごく頑張っていたんで行きたいとか、いろんな形でもう既に、そういった考え方に基づいて選択されている方がいらっしゃれば、その方を優先してあげたほうがいいんじゃないかというのが審議会の考え方でございます。

【教育長】 ただ単純に兄弟枠だからとか、そういう形だけのものではなく、一貫をどういうふうに考えるかということを考えてもらいたいということですね。

塚田委員、よろしいですか。ほか、いかがでしょうかね。

どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 全部細かく読んでないんで、あれなんですけど。暫定版にある、この3ページのところで、私としても、教育委員会の中では、このページを見たときに、大きな課題がいっぱい出てきているなど。その中でこの学事の制度についてお考えいただいて、いろんなご意見をいただいたということは、すごくありがたいことだと思っています。

見ていただくとわかると思うんですが、今、子供の数、小学生が1万4,800、これが1万9,000に上がるだろうと。当然これは、今、生まれている子供たちの、いわゆる学校に入る前の子供たちを含めた形でこういうふうに計算されていると思うんですね。要はこの学校制度、特に選択制とかいろんなことが始まったのが、今からおよそ10年ちょっと前からということを考えていくと、一番人数が少ないときにこの制度をやってきた。ところが今、これから一番大きな人数を迎えようとしていると。ただそれで終わらないで、その先も徐々に率が下がっていくと、大きな流れの中で考えてみないと、教育委員会としては、いけないなというふうに私は思っています。

これから新しい制度の中で、急増する子供たち、これだけ急に急増するという状況が見えていますので、教育委員会の中としては、これは相当考えていかなきゃいけない。制度の、こういうあり方もあるよというふうに答申いただいた上ですから、それを踏まえながら、どういうところへ落ちついていくのかなということ、すごく感じています。

いわゆる、僕が知っている中での、選択制を含めて一貫教育という形をやってきて、あ

る程度効果は出てきたと思いますが、その効果をさらによくするために、現実の問題としてこれだけの子供を引き受けていかなきゃならない、そのことで、選択制が果たしてできるのかなという思いがちょっとあります。不安もありますけど、何とかやれるだろうな。というのは、その前に、すごい人数の子供たちを抱えていたという実態もございますので。ただ、世の中はほんとうに10年でさま変わりしますので、そのことを踏まえてやっていかなきゃいけないなという感じがします。

いつでも子供の数というのは、一番大事なところになりますので、教育委員会の制度としては、それが一番、私は大事じゃないかと思う。この見通しを、果たしてこうなるか、またどうなるかわかりません。天変地異もあるし、いろんなことあると思いますけど、これを踏まえながら、教育委員会の中で細かく検討しながら先に進んでいくべきだなというふうに、私は感じました。

すいません、感想だけで申しわけない。

【教育長】 いえ、ありがとうございます。

担当課長、今の職務代理者の発言に対して何かありますか、どうぞ。

【学校計画担当課長】 ご指摘いただいたとおり、実は、3ページのグラフを見ていただければわかるとおり、特に小学生、これから先非常に増えてくることがございます。一番問題なのは、受け入れる器がきちんとあるかどうかということで、それも、区全体として平均して増えていけばいいんですけども、やはり区の地域的な状況もございまして、特に、今問題になっているのが、どちらかというと湾岸部、海沿いのほうです。こちらのほうは開発が進んでおりまして、非常に子供たちが増えていくという状況がございますので、1つは、学事制度として制度を整えるのはもちろんなんですけれども、あわせて、子供たちをきちんと受け入れられるような体制をつくっていくことは大事だなと思っています。

先ほど、職務代理者からお話があったときに、昔はもっとたくさんの子供たちがいたんだということで、たしかに、昔のままであればそうだったんですけども、実は、幾つかの学校を建てかえ始めてしましまして、建てかえた時点で子供が減っていたものですから、昔ほどの規模の学校を、今はつくっていないんです。

ところがそういった学校の学区で子供たちが増えてしまってという状況があるものですから、そのままではなかなか受け入れが大変だからといって建てかえてしまったばかりの学校をまた建てかえるわけにもいきませんので、その辺も、これから先、事務局としても知恵を絞りながら対応していく必要があるんだろうなと考えているところでございます。

【教育長】 実際、この答申文を読ませていただきますと、20ページ、この20ページの真ん中よりちょっと下あたりのところには、人口の増減に関して学校規模の大小という状況に応じて、その後の方向性を探るなどの具体的な方策が必要であると考えますというような表記ですとか、終わりのほうになりますと、22ページのところにも、学校改築のあり方という項の最後のところで、幅広い視点から総合的に検討する姿勢が求められるというように投げかけていただいているような文面も記載されております。

いやしかし、なかなかこういうグラフの展開になるとは10年前の方は、おそらくみじんにも考えていらっしやらなかったのではないかなと思いますね。10年後に、どういう変化になっていきますやら、10年後にいる人は誰かなと思いつつながら。ちょっと今のは余

談でございますが、ほかにいかがでしょうか。

今、私学なども無償化が言われている状況ですから、そういった意味では公立と私学のボーダーもだんだんと低くなってきている状況があるとともに、選択できる権利というのは拡大化されて、また保障されていくような時代背景があるのかなという中での、今回答申をいただいた形になるかなと思います。

それでは、ほかにご意見がないようであれば、学事制度審議会最終答申につきましては、よろしいでしょうか。では、本件は終了いたします。

日程第2、報告事項3は、「子ども読書の日」事業についてです。説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 では私からは、「子ども読書の日」事業についてご案内さしあげます。資料15をごらんください。

品川区立図書館では、今、10館がございますが、例年、平成13年に設定された「子ども読書活動の推進に関する法律」により定められました、「子ども読書の日(4月23日)」にちなんだ事業を開催しております。平成30年度につきましては、ここに記載のとおり、「春の子ども読書の日フェア」として、4月13日から5月9日の間におきまして、各館でブックフェアを催すものと、「子どもの本のリサイクル市」を行い、また、名画座として子供向けの映画会を上映する予定でございます。例年、こちらのほうへ催しをしておりまして、下部に記載してありますように、平成29年度の実績におきましても、大分ご参加をいただいている様子でございます。

また、品川区におきましては、春だけではなくて「秋の子ども読書の日フェア」というのも、10月1日から10月31日を期日といたしまして、ご案内のとおり例年行っていることございまして、30年度についても引き続き行う予定でございます。

こちらの4月の催しにつきましては、4月1日号公報でご案内をさしあげる予定になってございます。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 「子どもの本のリサイクル市」というのは、具体的には何をやるんですか。

【教育長】 図書館長。

【品川図書館長】 こちら、「子どもの本のリサイクル市」とご案内しておりますが、図書館で、ある程度耐用年数が過ぎた本といいますか、リサイクル本としてご提供させていただいております、定期的に。そちらの本で、4月15日に品川図書館において、毎年4月なんですけど、ご案内さしあげて、その中で「子どもの本」というコーナーをつくって、児童本であるとか、紙芝居も若干入るんですけど、子供向けの資料をご提供させていただいて。非常に人気があるので、最初になくなってしまいうような状況でございます。

ちなみに、毎年リサイクル市をやりますと、9時から受け付けなんですけど、5時ぐらいから並ばれている方もいて、最初になくなるのが子供の本という形になって、非常に好評

をいただいております。

【塚田委員】 要するに、ただで差し上げちゃうということ？

【教育長】 図書館長。

【品川図書館長】 お気持ちをいただいた形にしております。1冊、大体10円という形でいただきまして、これを社会福祉協議会のほうに寄付させていただいております。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 その、朝5時から並ぶというのは、見た目もあまりよくないんじゃないかなと思うんですが、整理券とか出しているんですか。

図書館長。

【品川図書館長】 あまりにも、ちょっと、前から並ばれてしまうので、整理券を事前に、2時間ぐらい前にお配りするんですが、その後もまた並んでしまうので、品川図書館をご存じの方はわかると思うんですが、道路に出てしまっ、二重に近い形で。非常に人気がございます。

【教育長】 それはちょっと、何か対策を考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

【海沼委員】 そうですね。

【教育長】 何かいいアイデアが。

【菅谷教育長職務代理者】 日曜日だから車があんまり多くないからあれだけど、事故ると大変ですからね。

【教育長】 そうなんですね、自転車が来たりしましてね。本当はもっと広い場所でやればいいんでしょうけれどもね。

この「子ども向け映画会」の『ふしぎの国のアリス』というのは、いつの時代の映画ですか、これは。

図書館長。

【品川図書館長】 申しわけございません。製作年数をちょっと把握しておりませんので。

【教育長】 アニメですか、それとも最近、『アリス・イン・ワンダーランド』とか実写版のもやっていますよね。

【品川図書館長】 アニメだと思います。

【教育長】 昔のディズニー・アニメですね、わかりました。

【品川図書館長】 ディズニーかどうか、ちょっとわかりません。

【教育長】 ディズニーかどうかわからない。わかりました、昔のアニメということで。ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、「子ども読書の日」事業につきましては、よろしいでしょうか。本件は終了いたします。

日程第3、その他に移ります。平成30年4月の行事予定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から平成30年4月の行事予定についてご説明いたします。

4月10日火曜日でございます。2時（14時）からですね、教育委員会定例会のほう

がございます。続きまして、4月20日金曜日です。こちらも2時からですが、教育施策連絡協議会が、中野サンプラザのほうでございますので、事前にこちらにお集りいただきまして出発というような形をとりたいと思います。現地でという委員さんにつきましては、その方向で結構でございます。それから続きまして、4月24日火曜日2時からです。教育委員会定例会のほうがございます。

説明は以上になります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。

皆様、予定は大丈夫でしょうか。それでは、平成30年4月の行事予定について、よろしいでしょうか。では、本件は了承いたします。

事務局のほうから、その他、何かございますか。

(「特にございません」の声あり)

【教育長】 よろしいですか。それではこれから、非公開の会議に移りたいと思います。

傍聴の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退席)

— 了 —